

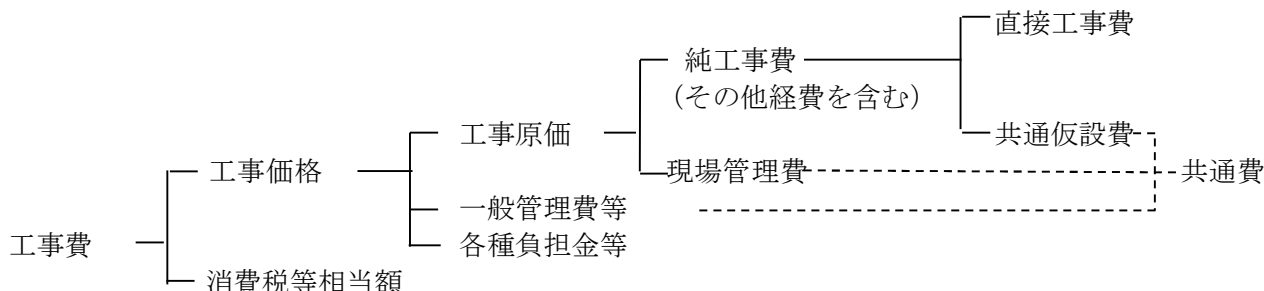
秋田県営繕工事積算基準

(目的)

- 1 この基準は、秋田県の営繕工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の構成)

- 2 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費の区分等)

- 3 工事費は、直接工事費、共通費、各種負担金等及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、必要に応じ建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

なお、工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式（令和5年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準ずる。

(直接工事費)

- 4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。なお、工事中に発生する材料の端材に価値のあるときは、その数量に有価額を乗じて算定した額を控除する。また、建設発生土処分費や発生材処分費は直接工事費に含む。

(1) 算定の方法

費用の算定は、次に定める単価に、次に定める数量を乗じて算定する。

(2) 単価

算定に用いる単価は、「秋田県営繕工事単価決定要領」に基づき定める単価を用いる。

(3) 数量

算定に用いる数量は、建築工事については「公共建築数量積算基準（令和5年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築設備数量積算基準（令和5年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の定めによる。

(共通費)

- 5 共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分するものとし、算定は「公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の定めによる。

(各種負担金等)

- 6 各種負担金等は、水道等の加入金、本設用の電力費用、秋田県産業廃棄物条例に基づく産廃税相当額の費用及びヘリコプターによる輸送費用等とする。

(消費税等相当額)

- 7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(その他)

8 その他必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格内訳書記載工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。
- (2) 低入札価格調査における調査基準価格及び失格判断基準価格並びに最低制限価格の設定（以下、「低入札価格調査等の設定」という。）にあたり、直接工事費及び共通仮設費の単価に含まれる専門工事業者の下請経費等（以下、「その他経費」という。）と各種負担金等は次により取り扱うものとする。
 - ① 低入札価格調査等の設定に係る直接工事費の額は、直接工事費からその他経費を減じ、各種負担金等を加えた額とする。
 - ② 低入札価格調査等の設定に係る共通仮設費の額は、共通仮設費からその他経費を減じた額とする。
 - ③ 低入札価格調査等の設定に係る現場管理費の額は、現場管理費にその他経費を加えた額とする。
- (3) その他経費は、次により算定するものとする。
 - ① 一般工事（②に該当する工事を除くものをいう。）については、その他経費を含む純工事費に10分の1を乗じて得た額とする。
 - ② 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、その他経費を含む純工事費に10分の2を乗じて得た額とする。
- (4) 積算における金額の端数処理は、次により取り扱うものとする。
 - ① 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。
 - ② 工事価格は、工事原価、一般管理費等及び各種負担金等の合計により算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。
 - ③ 設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。
 - ④ 設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算出するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

（附 則）

この基準は、平成17年5月20日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成18年5月10日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成30年11月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和元年5月30日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和6年5月1日から施行する。